

【厚生法制研究会 研究報告「栄養士の法制史」編】

栄養士とは何か ― 歩みから拓くその先の明日 ―



公益社団法人 日本栄養士会 監事

早 野 貴 文 (弁護士)



2013年11月1日、公益社団法人日本栄養士会は、厚生法制研究会に「21世紀日本社会の厚生を支える栄養士(管理栄養士)制度の法的整備の推進に関する研究」を委託しました。

この研究の目的は、栄養士(管理栄養士)の本質を、歴史、実態、法制度の三つの側面から捉え直し、その本質をもとに現状を分析し、栄養士制度の明日を拓くための課題と道筋を明らかにすることにあります。

厚生法制研究会は、2013年11月1日から2019年3月31日までの5年余りにわたり、制度としての栄養士の歴史、実態、法制度を調査研究しました。

厚生法制研究会の調査研究の成果の一つが「栄養士の法制史」と題する報告書です。「栄養士とは何か - 歩みから拓くその先の明日 -」は、報告書の要旨となります。

栄養士とは何か — その問いの意味するところ

①

あるべき栄養士(理念としての栄養士)

理念と制度との不整合

②

社会的な実在としての栄養士

③

法制度としての栄養士

- 1 栄養士の本質は、何か—栄養士の固有の存在意義は何か
- 2 栄養士は、特別な技能者なのか、職業なのか
- 3 栄養士は、医療職か
- 4 栄養士は、dietitian か、nutritionist か
- 5 栄養士は、“食”の士か、“栄養”の士か
- 6 栄養指導か、栄養管理か
- 7 栄養士に倫理は必要か

栄養士は自然発生的に生まれたのではなく、設計者により創造された

栄養士の制度はいかに始まったか

「栄養料理實務科 本科 及 家庭料理實務科 本科 卒業生 二ハ **栄養手** ノ 稱號 ヲ 與 フ」(栄養學校學則第35條)

1926(大15)3月 栄養學校第1回卒業生「栄養手」 13名

1937～栄養士養成施設の多様化時代(1920:14施設)

1939(昭14) 食糧學校

1937(昭12) 栄養と料理學園

1940(昭15) 厚生省研究所養成訓練部

1942(昭17)～ 日本勤勞栄養學校 國民生活學院 園田
女子厚生學園 大阪食料化學學校 栄養技術者養成所 東京
食品學校 東京高等栄養學校 日本生活學院 北海道女子榮
養學校 北海道女子學院

栄養士は、佐伯矩の制度着想に始まる

栄養士の制度 — 着想の原点

「当初は料理人を教へて成功せず、醫師藥劑師は庖丁を持つことを好まず、栄養改善の第一線に立つ可き者を得むがために、私は新に栄養士を養成する決意をなすに至った」(佐伯-栄養-1943(S18))

「…實際の料理應用方面(と)…全然科學的方面(との)…兩方面に通曉して能く進歩した科學を栄養上に有効に應用するに適任のもの」「一個一個の家庭に於ては勿論、職業的に栄養に關係するものにあつても」、「**實地と理論**を兼修せる人材(の養成が必要である)」(「栄養」(栄養社、1925(T14)))

「正シク**栄養ノ學說ヲ理解**スルト共ニ**親ラ**(みずから)**料理ヲ調製**スルヲ得ベキ、即チ**理論ト技術**ノ兩者ヲ兼備スル新職業的人材ヲ育成スルノ要ヲ認ムルニ至リタルモノデアリマス。」(齋藤壽雄、1936(S11)2月)

医師と調理人の役割を「食」で統合した新しい専門職



「齒抜き」から「齒科」が、「理髮の剃刀」から「外科」が生まれたように「**栄養上ノ實務**」から「**医学**」の新しい臨床領域を生み出す

栄養士像 — 栄養士の三つの役割

医師と調理人の役割を「食」で統合した

専門職業人

医師的要素

命を癒す役割

— 食を命に結ぶ —

調理人的要素

命をもてなす役割

— 食で幸を賄う —

公衆衛生
の担い手
(公職性)

命を養う役割

— 食の保健衛生を担う —

食で、命を癒し 養い もてなす

創設時の構想 > 三つの役割を兼ね備えた専門職

ギリシヤ医学の起源を尋ねて、普通に歴史家は、つぎの三つの源泉をあげる、
— すなわち、第一には医神アスクレピオスの古い神殿で施こされていた医療、
つぎは自然学者たちの生理学的諸見解、そして第三は体育訓練所の指導者たちの施療である。これらの源泉のうちの第一のは当然除外してよかろう。ウィントン
はこう言っている、「神殿で、実在的にせよ想像的にせよおよそ超自然な邪魔物を
遵奉することによっては、技術は学べない。技術は、ヒポクラテス集典の著作者
たちのわれわれに告げているように、経験によって学ばれ、また人間と事物の自
然的本性に理論を適用することによって学ばれる。」このウィントンの意見に
わたくしは完全に同意する。ただ一つこれに付け加えたいことは、もし医学の源泉
として、ここにわれわれの除外した神殿の祭司たちに代るものを、もう一つあげる
必要があるとすれば、祭司たちの代りに料理人をあげたい、ということである。

ともあれこの料理人が源泉だというのは、わたくしの意見ではなくてギリシヤ科
学者のうちの最大な者の一人の意見である。その人は、『古い医術』と題するヒポ
クラテス集典中の一論文の無名の著者で、この論文は第五世紀のなかばごろに
書かれたものと思われる。これはおそらくこの著作集全体のうちの最も重要な論
文である。その著者が誰れであろうと、それは引用するだけの価値が十分あるか
ら、長文の引用をしよう。

かれはつぎのように書いている。

(前頁から続く) 「実のところ、人間は全くの必要にせまられて医術を求め医術を発見するに至ったのである。というのは、健康な人のと同じ食餌は病人にはよくなかったし、またよくないからである。これをさらにさかのぼって考えてみると、もし人間が、牛や馬やそのほか人間以外の動物の満足しているのと同じ飲食物で、というのは、果実や薬や雑草など地上に生じるなまの産物で、それで満足していたとすれば、今日健康な人間が楽しみ味わっているような生活の仕方や栄養のとり方は発見されなかったであろうと思う。現に家畜は、あのような地上のなまの産物を食って、それで育って、そのほかにはなんの餌食をも必要としないで、なんの苦もなく生きているのだから。たしかに初めには、人間も、牛や馬と同じ食物をとっていたものだろうとわたくしは信じる。だから、思うに、今日のわれわれ人間の生活の仕方は、長い時のあいだに発見され仕上げられたものであろう。そのわけは、人間がまだなまの食物をとっていたころには、そのはげしい野獣的な生活のために受けた苦しみは大変なものであり恐ろしいものであったに相違ないからである、というのは、かれらのとっていたなまの食物は、まだ調理されていないので、強い精分を含んでいたからであって、このことは、現に今日でも、それにあてられて激痛をおこし病気になり或いは急死するに至るのでも察せられる通りである。もともと、昔には今日ほど苦しくは感じなかったであろう、というのは、かれらはあのようななまの食物に慣れていたのである、しかしその当時でもひどく苦しんだに相違ない。(次頁に続く)

(前頁から続く) だから当然、かれらの大多数は、体質が弱くてそれに耐えられないで、死滅した、そして丈夫なものだけがそれに耐えて生き残った、それはあたかも今日でも或る人は強い精分の食物にも容易に耐えるのに他の人はそれにあってられて激痛をおこすのと同様である。この理由からして、昔の人々は、自分たちの体質と調和した栄養物を探し求めて今日われわれのとっているようなものを発見してきたものと思われる。そこでかれらは、例えば小麦から、それを籾にかけて脱穀し、挽いて粉にし、篩いわけ、水に浸して練り、そして焼いて、パンを作るようになった。同様にまた、大麦からは菓子を作った。いろいろな食料についてためし試みながら、煮てみたり焼いてみたり、精分の強いなまの食料には弱いのを入れて、混合したり調合したりして、ついにかれらは、それぞれの食料を人間の力や体質に合うような食物にした。それはかれらが、人間の体質には強すぎて消化しえないような食物からは痛みや病気や死が結果するが、消化しうるような食物からは栄養と発育と健康とが結果すると知ったからである。

では、この発見と研究をなんと呼ぶべきであろうか？

医術と呼ぶより以上に正当で適切な呼び名はないであろう。なぜなら、医術は、痛みと病気と死とを結果するような生活の仕方の代りに、人間の健康と幸福と栄養とを目ざして発見された術であるから。」

栄養士制度を誕生させた三つの要因

科学(学問)面の要因

医学・公衆衛生学
 +
 栄養学の勃興と発展
 +
 調理学・家政学

職業像の形成要因

アメリカ看護師の三つの動向

- 1 ナイチンゲール型
- 2 ダイエティシャン型
- 3 訪問・巡回保健婦型



関東大震災時の救護・復興活動(保健婦型と家政型)

社会的な要因 — 衛生行政の転換 / 保健

性質	警察的・鎮圧的衛生行政	指導的・予防的衛生行政
対象	伝染病等への鎮圧的衛生	健康者への予防衛生
手法	警察的 — 規制・取締	指導的
目的	消極的 — 疾病治療	積極的 — 健康増進

職業像の形成要因ーアメリカの動向

佐伯の着想ー米国留学(1905(明38)年～1910(明40)年)の経験

アメリカ看護師の三つの動向

- 1 ナイチンゲール型 — 1860年「看護覚え書」
- 2 ダイエティシャン型 — 1900年 dietitianの定義
1918年 ADA創立
- 3 訪問・巡回保健婦型 — 1886年 ボストン地域保健指導協会



関東大震災時(1923年)の救護・復興活動(保健婦型と家政型)



nutritionist の登場 — 1926年 (文献初出)
1935年 (佐伯紹介)



佐伯の栄養士像の変遷 — dietitian と nutritionist

1 ナイチンゲール型

Florence Nightingale (1820-1910); “the founder of the nursing profession & the first hospital dietitian” (“*CARRY THE FLAME*” p5)

病気とは回復過程であり、看護は回復過程を助けるためのもの



「... その病気につきもので避けられないと一般に考えられている症状や苦痛などが、実はその病気の症状なのではけっしてなくて、まったく別のことからくる症状 — すなわち、新鮮な空気とか陽光、暖かさ、静かさ、清潔さ、**食事の規則正しさ**と**食事の世話**などのうちのどれか、または全部が欠けていることから生じる症状であることが非常に多い...」(フロレンス・ナイチンゲール「看護覚え書」(1860)14頁)

「...看護婦の任務のなかでも他に比較できないほど重要な任務は、患者の呼吸する空気に注意を払うことに次いで、患者の**食物の影響**を注意深く観察して、それを医師に報告することなのである。...」(フロレンス・ナイチンゲール「看護覚え書」(1860)129頁)

2 ダイエティシャン型

Sarah Tyson Rorer (1849-1937) ; 近代的なダイエティシャンの先駆者。1884年頃に、“**Philadelphia Cooking School**”を創設して、女性に、**調理技術** (the art of cooking), **食事療法** (食養法 dietetics)、**栄養学** (nutrition)、**健康な食事法** (healthy eating)を教授した。

“Later ,doctors began referring patients with complex dietary problems to Mrs. Rorer in order to work out an appropriate diet.” (“*CARRY THE FLAME* ”p7)

「最も初期のダイエティシャンの多くは、看護婦 (nursing profession) の出身であった。」 (“*CARRY THE FLAME* ”p8)

「(草創期のアメリカの)クッキング・スクールの卒業生たちはしばしばダイエティスト (dietist) と呼ばれた。その多くは卓越した業績をあげ、後に American Dietetic Association の創立者となるに至った。Martha Byerly はフィラデルフィアの長老教会病院の食事療法部長 (superintendent of diet) に任じられた。…」 (“*CARRY THE FLAME* ”p6)

3 訪問・巡回保健婦型

巡回訪問看護婦の活動の発展；地域での保健指導（食生活改善）

19世紀後半のアメリカ看護婦の動向 「...アメリカの保健婦は、個人の病人を巡回して看護するといふよりも、寧ろ家庭衛生として育兒その他保健指導のため巡回訪問をするところに主眼が置かれてあつて、英國のやうに巡回看護に重きを置くことはなかつたやうであります。...」（「保健婦の薦め」6-7頁）

1886年 ボストンの地域保健指導協会 ➤ 20世紀初頭に発展

保健師（看護婦）活動の二つの型

イギリス型：巡回看護



アメリカ型：地域保健指導

日本への米国の影響：《臨床看護》から《訪問看護＝訪問保健指導》へ

ヒポクラテスの誓いから

“...私は、患者の益となるよう、みずからの能力と判断に従い**食事療法を施す**；彼らに害を及ぼしたり不正の処置を講じたりはしない...”

Dietitian とは、人の“生=食”の“行い方(方針)”に関わる人

dietitian を特徴づけるのは“食行動”への“科学的”な“介入”

食行動の科学 — “いかなる目的+いかなる食物+いかに摂取”の科学
食行動の科学の中核にあるのが“栄養”の科学

dietitianは、“栄養”の臨床科学者である以上に、“食行動”の臨床科学者である →あるべき食行動の戦略立案と実施の実務家(臨床科学者)

dietitianの語源に沿った邦訳／、「食事療法士(師)」「食事療養士(師)」

古代ギリシャのヒポクラテス派の医師はdietitianであった

紀元前5世紀の医師の問いは、**健康を維持**するにはどうすればよいか、であった。**病気を治す**上で、患者の**生活の様式(mode of life)**の如何が重要であるとの知見を得た医師たちは、**生活の仕方(way of life)**の立て直しによって病を癒やそうとした。躰の状態が、生活のあり方に規定されるとすれば、治療だけでなく、健康の維持の観点からも、**正しい生き方(a right way of life)**が求められる。そのためにはどうすればよいか、が医師たちの主要な関心事であった。(Ludwig Edelstein, *The Dietetics of Antiquity*)

栄養士の基本的な着想

「栄養料理實務科ハ **栄養料理** ヲ **職業トスルモノ** ニ必要ナル課目ヲ授ケ理論及實習ヲ兼修セシム」(栄養學校學則第3条)

栄養料理ヲ職業トスルモノ

栄養料理の提供

「栄養給食」栄養士

職務の**目的**とする者

「会社・工場・寄宿舎・艦船車・軍隊・病院等ノ**賄方**(「食事主任」)」



「栄養料理」で集団給食を行う

職務の**手段**とする者

「教師・**嫁母**・醫師・産婆・看護婦」



「栄養料理」で保健・医療・福祉・教育を行う栄養士

「食の保健指導」栄養士

「栄養料理」で

保健指導を行う

「食の**療病**」栄養士

「栄養料理」で

療病を行う

栄養学の実践の領域

「保健栄養」領域 ↔ 「療病栄養」領域

	「保健栄養」の担い手	「療病栄養」の担い手
目的	保健：予防医学	医療：治療医学
対象	《公衆／集団》栄養指導・管理	《個人》栄養指導・管理

医師と調理人の役割を「食」で統合した新しい専門職

「食の保健指導」栄養士

「栄養給食」栄養士

「食の療病」
栄養士

当初、構想された栄養士は、《保健》領域であると、《医療》領域であるとを問わず、**栄養学**(**保健学と医学を内包**)に基づき設計された**《食事》**を提供して対象者の栄養状態の改善を図り(栄養改善)、**《保健》**又は**《治療》**の目的を達成する専門職であった

1940年ころまでに形成された栄養士の主な活動領域

	指 導 《支援して導く》	管 理 《支配して良好に保つ》
医 療 「療病栄養」	医師の医療指導への協力 ↑ 未形成・非自覚的	医師の食事療法への参加 ↑ 部分的で萌芽的な活動
保 健 「保健栄養」	地域の栄養改善活動 保健所の「栄養の指導」への参加 ↑ 保健所、保健婦との競合 ↑ 「...栄養士として食餌改善の指導、教育をすることで、保健所の栄養技術員が大體この代表です。...」(「生活科学」1942(s17))	「栄養給食」による 保健管理 工場給食、学校給食etc ↑ 栄養士の固有の業務領域 ↑ 「...團體炊事の場合、 栄養学 から見て合理的であるやうに 献立 を作り、その 調理 を監督し、この方面から従業員の 保健を管理 することで、工場や會社の給食、農村の共同炊事...」(「生活科学」1942(s17))

保健指導としての「栄養の指導」
+
給食管理による保健管理

栄養士の法制史の結節点 — 制度を性格づけたもの

1926(大15)3月 栄養学校第1回卒業生「栄養手」 13名

1937(昭和12) 保健所法(保健=栄養) ⇔ 「日支事變」

1939(昭14) 食糧学校の開校 ⇔ 「食糧問題」 / WW II

1941(昭16) 米の割当配給制度 ⇔ 対米英開戦
保健婦規則

1942(昭17) 食糧管理法
国民医療法 (医療 ≤ 保健 = 栄養)
養成施設の多様化 — 栄養士の増員

1942(昭和18) ~ 主食の総合配給制、「食糧事情」の逼迫

1945(昭20)4月 栄養士規則

1947(昭22)12月 栄養士法

栄養士法の歩み — 法制史的経緯

1899(明治32)年 産婆規則(明治32年7月18日勅令第345号)

1899(明治39)年 醫師法(明治39年法律第47号)

1915(大正4)年 看護婦規則(大正4年6月30日内務省令第9号)

1937(昭和12)年 保健所法

1941(昭和16)年 保健婦規則(昭和16年7月10日厚生省令第36号)

1942(昭和17)年 國民醫療法(昭和17年2月24日 法律第70号)

1945(昭和20)年 栄養士規則(昭和20年4月厚生省令第14号)

1945(昭和20)年 改正保健婦規則(昭和20年5月)

1947(昭和22)年 栄養士法(昭和22年12月29日法律第245)

保健婦規則(昭和20年5月 厚生省令第21号)

第2條 保健婦ハ保健指導及療養補導ニ従事シ國民體力ノ向上ニ寄與スルヲ以テ其ノ本分トス

第14條 保健婦ノ業務左ノ如シ

- 一 衛生思想涵養ノ指導
- 二 疾病豫防ノ指導
- 三 母性又ハ乳幼兒ノ保健衛生指導
- 四 栄養ノ指導
- 五 傷病者ノ療養補導
- 六 其ノ他ノ保健衛生指導

保健婦の保健指導の一つが栄養の指導

第15條 本令ニ依ル保健婦ニ非ザレバ保健婦ノ名稱又ハ之ニ類似スル名稱ヲ使用シテ前條各號ニ規定スル業務ニ従事スルコトヲ得ズ

栄養士規則(昭和20年4月)

第1條 本令ニ於テ栄養士ト稱スルハ栄養士ノ名稱ヲ使用シテ國民ノ
栄養ノ指導ニ關スル業務ヲ爲ス者ヲ謂フ

保健婦業務(1945規則)

栄養士業務(1945規則)

保健婦2条

保健婦14条

栄養士規則1条

保健衛生指導 = 保健指導 + 療養補導

保健指導

「衛生思想涵養ノ指導」

「疾病豫防ノ指導」

「母性又ハ乳幼児ノ保健衛生指導」

「栄養ノ指導」

「栄養ノ指導ニ關スル業務」

療養補導

「傷病者ノ療養補導」

第16條 保健婦第十四條第五號ニ掲グル業務ヲ爲ス場合ニ於テ主治醫師アルトキハ其ノ指示ヲ受クルコトヲ要ス

- 1 「保健衛生指導」には、「保健指導」と「療養補導」がある
- 2 「保健指導」の実施形態の一つに「栄養の指導」がある
- 3 「療養補導」の実施形態が「傷病者の療養補導」である
- 4 保健婦はすべての「保健衛生指導」を担う
- 5 保健婦は「栄養の指導」、栄養士は「栄養の指導に関する業務」を担う

栄養士規則の栄養士像

三つの特徴

- ① 保健所の保健婦の「栄養ノ指導」の補助者 **保健婦的な栄養士**
- ② 保健婦と同種の行政職的(非職業的)「医療関係者」 **食糧政策の遂行者**
- ③ 集団に対する保健指導としての「栄養ノ指導」の担い手 **非「医療」的** **「特殊技能者」**

栄養士規則は、栄養士に何をさせるために制定されたか

戦時下の食糧不足への対処策／「食糧」に従属する「栄養」

「食生活の革新玄米食の時至る。事今日に及んで**栄養**が何うの斯うのと云う時ではないのである。これを克服して従來の主食的價値以上たらしむることに我々戦時國民の大きな義務がある。」(1943(昭和18)年2月「食養研究」編輯後記)

「戦時体制下の日本で、**栄養学**ほど冷遇され無視され踏みにじられた科学はなかった」「諸種の國民運動を通じて最も困難なものは他ならぬ食生活に關するもの…殊に最も**癌**とするところは**栄養學**の立場に立つ一部の人々の言動…」



国民を、戦時下の食糧難に耐えつつ、本土決戦も辞さずに、戦い抜かせるための、生存と生殖と労働力の保全のための「栄養の指導」をする「特殊技能者」としての栄養士

栄養士法の制定／「規則」の「法律化」の意味

第一條 本令ニ於テ栄養士ト稱スルハ 栄養士ノ名稱ヲ使用シテ 國民ノ栄養ノ指導ニ關スル業務 ヲ爲ス者ヲ謂フ



第一條 この法律で栄養士とは、栄養士の名称を用いて栄養の指導に従事することを業とする者をいう。

「栄養の指導」の位置づけ

栄養士法

- 1 法律上は「栄養の指導」は栄養士の固有業務化
 👉 保健婦の業務から「栄養の指導」が消える
- 2 名称使用要件の存続 + 無資格業務規制の不採用により 無資格者の「栄養の指導」を容認

栄養士法は、栄養士を、“非「保健医療」職”化した

- ① 「栄養の指導」の保健医療上の意義を明らかにしなかったこと
- ② 栄養士規則の医療職的条項(欠格事由・取消事由・無資格者の業務規制)を一掃したこと
- ③ 資格試験制度を導入せず、養成を簡易なままにしたこと

戦後の食糧危機の乗り切り + 戦後復興／公衆栄養政策の担い手

栄養士像 — 原点から明日をとらえる

専門職像

“栄養の学術”を用い“食”をもって
“命”を“預かる《癒し、養い、もてなす》”専門職

科学としての《栄養》 実践としての《食》 目的としての《命》

業務像

“栄養の学術”を“食のかたち”に託して、
保健医療、福祉、よき生(well-being)のための
有益な結果をもたらそうとする一切の業務

「栄養の指導」、「栄養の管理」、食事療法補助、自己療養支援、ヘル
ス・プロモーション・プランニング・サービス、製品開発、その他

活動領域 と活動像

すべての“食の現場”で
“食”のニーズを包括的に受けとめること

プロフェッショナル・ケア

《食》で入り 《栄養》で価値を生み 《ケア》で体感

栄養士のプロフェッショナリズム

「医が無力であるなら、それは医とは言えない。真の医は不幸をなくすために立ち上がるものでなくてはならない」(Claude Bernard)



「食が無力であるなら、それを預かる者は栄養士とは言えない。真の栄養士は食をもって不幸をなくし幸福をふやすために立ち上がるものでなくてはならない」



癌医療の最前線で

腸内細菌、免疫療法、術前・術後療養の食事療法等々

成長と自己実現の現場で

日常の食生活の現場で

自宅介護の現場で
食のライフラインの途絶、過剰栄養・低栄養の併存

食で 命を いやし やしない もてなす 倫理

これからの日本社会に不可欠な保健・医療・福祉を統合した、新たな専門職として、発展する前途が開かれている

どのような栄養士(管理栄養士)になろうとするのかは、個々人の意欲と努力に委ねられている。誇りある専門職への途

歩みから拓く その先の明日

栄養の学術を人びとの利益のために応用する業務は、決して「栄養の指導」に限られるものではない。

業務を行う領域も、保健医療、福祉、教育に限られるものではない。

栄養士制度は、本来、豊かで多彩な内容をもつ伸びやかなものなのではないか。

一方では、佐伯矩のあるべき栄養士の構想に立ち戻りながら、そして、古代からの人びとの栄養の営みに思いを馳せながら、他方では、現代において人びとが栄養の科学と食の実践に何を求めているかを的確に捉えて、創造的な栄養士業務像を描くことが求められている。

その試みの材料は十分に存在し、その試みを阻むものはない。